

# 柏崎刈羽原子力発電所 に関する原子力規制の現状について

原子力規制庁

放射線防護技術調整官 山本 哲也

令和2年11月5日

地域の会

(第209回定例会)

# 原子力規制委員会について

- 東京電力福島第一原子力発電所事故の反省を踏まえ、規制と利用の分離を徹底し、独立した「原子力規制委員会」を設置（2012年9月発足）

## 原子力規制委員会

### 原子力規制庁（事務局）

- ✓ 「規制」と「利用」の分離、「規制」の一元化
- ✓ 透明性の高い情報公開
- ✓ 原子力規制の転換
  - これまでの基準を大幅に強化した新規制基準を策定（2013年7月施行）
- ✓ 原子力防災体制の強化

## 柏崎刈羽原子力発電所 6号炉及び7号炉の審査の経緯

平成25年 7月 8日：新規制基準施行

平成25年 9月27日：東京電力が設置変更許可申請書、工事計画及び保安規定の変更申請書を提出

平成25年11月21日～ 審査会合での審査（原子力規制委員、規制庁審査官）  
※163回の審査会合と5回の現地調査等を実施  
※760回のヒアリングを実施

平成29年 7月10日～9月20日

：東京電力経営陣と意見交換を実施しつつ原子炉設置者としての適格性について議論

平成29年10月 4日：設置変更許可に係る審査結果（案）をとりまとめ

平成29年10月 5日～11月3日：審査書（案）に対する科学的・技術的意見を募集

平成29年12月27日：審査書を原子力規制委員会です承し、設置変更許可

令和 2年10月14日：設計及び工事の計画の認可（7号機）

令和 2年10月30日：保安規定の変更認可（7号機）

## 適格性審査を行うに至った経緯

- 柏崎刈羽原子力発電所の運転主体としての適格性審査は、柏崎刈羽原子力発電所の設置変更許可の申請者である東京電力が福島第一原子力発電所事故を起こした当事者であることを踏まえ、東京電力が原子力発電所を設置・運転する適格性を有するかどうかにつき審査することとしたもの。
- この審査は原子炉等規制法に定める許可の基準のうち、発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力、運転を適確に遂行するに足りる技術的能力に係る審査の一環として行ったものであり、通常より丁寧に調査したもの。
- 平成29年12月27日、原子力規制委員会は、申請者である東京電力については、柏崎刈羽原子力発電所の運転主体としての適格性の観点から、原子炉を設置し、その運転を適確に遂行するに足りる技術的能力がないとする理由はないと判断。

## バックフィットの審査状況

- 新規制基準への適合性にかかる審査は、7号機については、保安規定の変更認可まで終了（令和2年（2020年）10月30日）。
- 特定重大事故等対処施設については、7号機については、設置期限は令和7年（2025年）10月13日（新規制基準の工事計画の認可日（令和2年（2020年）10月14日）から5年）。

本件に係る設置変更許可

→平成26年（2014）年12月15日に申請され、現在審査中

※以上のほか、有毒ガス対策及び内部溢水（使用済燃料プールの排気ダクトからの溢水対策）等については審査終了。

## 検査の状況

- 本年4月から新検査制度「原子力規制検査」が本格運用開始。
  - 第1四半期の検査指摘事項は「なし」。
  - 第2四半期の結果については、現在取りまとめ中。
- 東京電力は順次「新規制基準に基づく安全対策工事」に係る工事及び使用前事業者検査を進めている。
- 「新規制基準に基づく安全対策工事」に係る「使用前確認」は、今後、東京電力から申請される見込み。